

第 44 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

| 資料番号 | 資料名 |
|--------|--------------------------------------|
| 1 | 議事次第 |
| 2 | 委員名簿 |
| 3 | 会場配置図 |
| 4-(1) | 第 33 回コーデックス総会 (CAC) 議題〔仮訳〕 |
| 4-(2) | 第 33 回コーデックス総会 (CAC) 概要 |
| 5-(1) | 第 19 回 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 議題〔仮訳〕 |
| 5-(2) | 第 19 回 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 概要 |
| 6-(1) | 第 4 回 抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) 仮議題〔仮訳〕 |
| 6-(2) | 第 4 回 抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) の主な検討議題 |
| 7-(1) | 第 32 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 仮議題〔仮訳〕 |
| 7-(2) | 第 32 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の主な検討議題 |
| 8-(1) | 第 17 回 アジア地域調整部会 (CCASIA) 仮議題〔仮訳〕 |
| 8-(2) | 第 17 回 アジア地域調整部会 (CCASIA) の主な検討議題 |
| 9-(1) | 第 42 回 食品衛生部会 (CCFH) 仮議題〔仮訳〕 |
| 9-(2) | 第 42 回 食品衛生部会 (CCFH) の主な検討議題 |
| 10-(1) | 第 22 回 油脂部会 (CCFO) 仮議題〔仮訳〕 |
| 10-(2) | 第 22 回 油脂部会 (CCFO) の主な検討議題 |

第 44 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 22 年 10 月 14 日（木）
14:00 ~ 16:00

場所：厚生労働省専用第 18, 19, 20 会議室
（中央合同庁舎 5 号館 17 階）

議 事 次 第

1. 議題

最近コーデックスで検討された議題について

- ・ 第 33 回 コーデックス総会
- ・ 第 19 回 食品残留動物用医薬品部会

今後コーデックスで検討される議題について

- ・ 第 4 回 抗菌剤耐性に関する特別部会
- ・ 第 32 回 栄養・特殊用途食品部会
- ・ 第 17 回 アジア地域調整部会
- ・ 第 42 回 食品衛生部会
- ・ 第 22 回 油脂部会

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

- いわた しゅうじ
岩田 修二 前 サントリー(株) 品質保証本部 テクニカルアドバイザー
- おにたけ かずお
鬼武 一夫 日本生活協同組合連合会 安全政策推進室 室長
- かすみ たかふみ
春見 隆文 日本大学生物資源科学部農芸化学科 教授
- かどま ひろし
門間 裕 (財)食品産業センター 参与
- かんだ としこ
神田 敏子 前 全国消費者団体連絡会 事務局長
- しばた あつし
柴田 温 全国農業協同組合連合会 営農・技術センター
農産物商品開発室 室長
- たかや さとし
高谷 幸 (社)日本食品衛生協会 常務理事
- たなか ひろゆき
田中 弘之 東京家政学院大学現代生活学部健康栄養学科 教授
- はすお たかこ
蓮尾 隆子 家庭栄養研究会 副会長
- ひらかわ ただし
平川 忠 日本食品添加物協会 常務理事
- ほその あきよし
細野 明義 (財)日本乳業技術協会 常務理事
- やまうら やすあき
山浦 康明 日本消費者連盟 事務局長
- よしいけ のぶお
吉池 信男 青森県立保健大学健康科学部栄養学科 教授
- わだ まさえ
和田 正江 主婦連合会 副会長

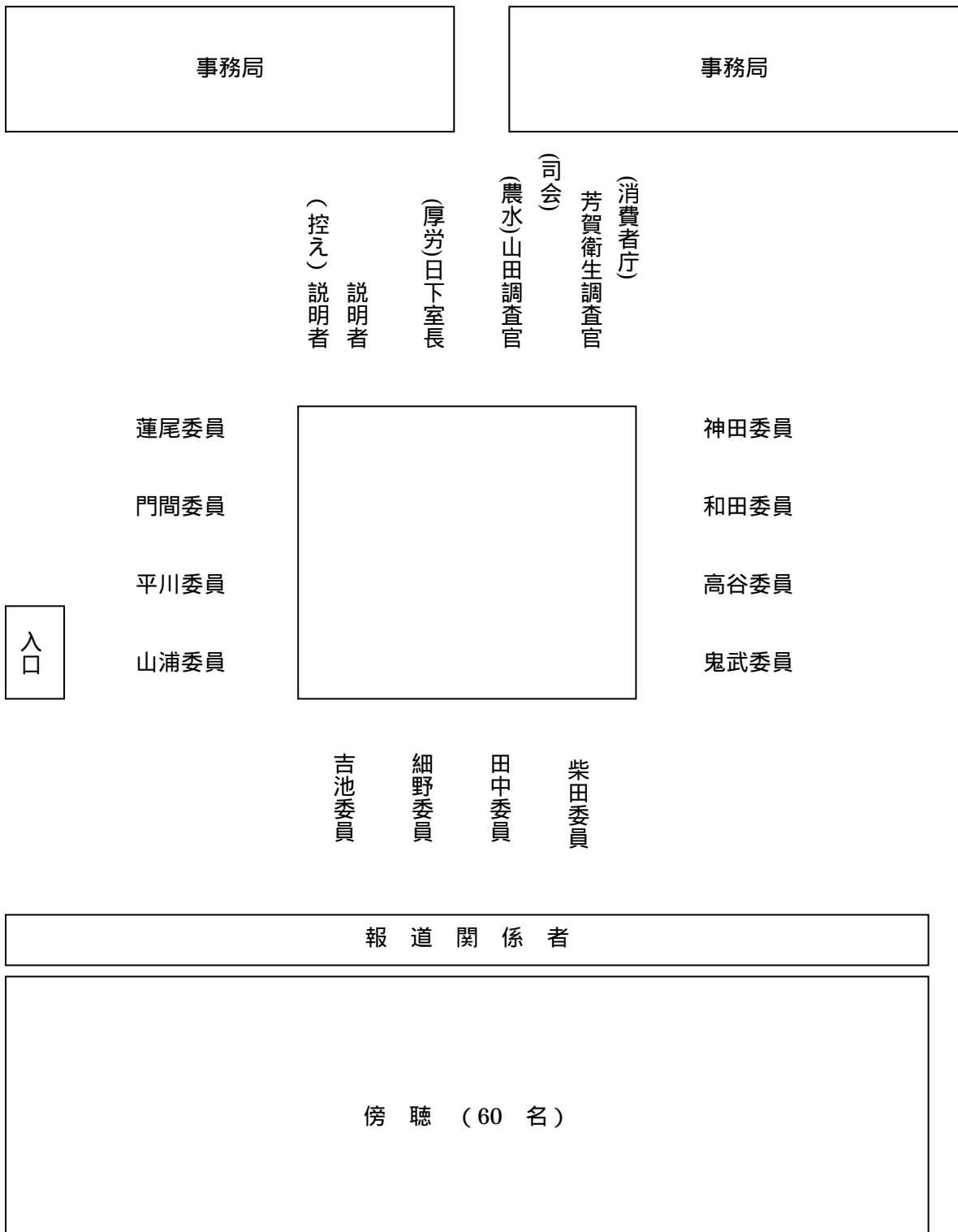
(敬称略 50音順)

第 44 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 22 年 10 月 14 日 (木) 14 : 00 ~ 16 : 00

中央合同庁舎 5 号館 17 階

厚生労働省 専用第 18、19、20 会議室



FAO / WHO 合同食品規格計画

第 33 回 コーデックス総会

日時 : 2010年7月5日(月)～7月9日(金)

場所 : ジュネーブ(スイス)

議題

| | |
|-----|--|
| 1. | 議題の採択 |
| 2. | 第 63 回及び 64 回執行委員会の報告 |
| 3. | 手続きマニュアルの修正 |
| 4. | ステップ 8 の規格案と関連文書(ステップ 6, 7 を省略するための勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む) |
| 5. | ステップ 5 の規格原案と関連文書 |
| 6. | 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止 |
| 7. | コーデックス規格と関連文書の修正 |
| 8. | 新規作業及び作業中止の提案 |
| 9. | 総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項 |
| 10. | 財政及び予算に関する事項- 2010/2011 予算案 |
| 11. | コーデックス委員会の戦略計画 2008-2013 年 |
| a) | 一般的な実施状況 |
| b) | コーデックス事務局の能力の評価 |
| 12. | コーデックス委員会とその他国際組織との関係 |
| 13. | プライベートスタンダードの影響に関する検討 |
| 14. | FAO 及び WHO から提起されたその他の事項 |
| a) | コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO プロジェクト及び信託基金 |
| b) | その他の報告事項 |
| 15. | コーデックス委員会議長・副議長の選出 |
| 16. | コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定 |
| 17. | その他の事項 |
| 18. | 報告書の採択 |

第 33 回コーデックス総会 概要

1. 開催日及び開催場所

2010 年 7 月 5 日（月）～7 月 9 日（金）

スイス、ジュネーブ

2. 参加国及び国際機関

120 加盟国、1 加盟機関（E U）、37 国際政府間機関及び非政府機関（参加者総数 471 名）

3. 我が国からの出席者

| | | | | | |
|-------|--------|------------|-------------|----|----|
| 厚生労働省 | 医薬食品局 | 食品全部長 | | 石塚 | 正敏 |
| 厚生労働省 | 医薬食品局 | 食品全部 企画情報課 | 国際食品室長 | 日下 | 英司 |
| 農林水産省 | 消費・安全局 | 消費・安全政策課 | 調査官 | 山田 | 英也 |
| 厚生労働省 | 医薬食品局 | 食品全部 | 参与 | 吉倉 | 廣 |
| 農林水産省 | 消費・安全局 | 消費・安全政策課 | 課長補佐 | 近藤 | 喜清 |
| 厚生労働省 | 医薬食品局 | 食品全部 企画情報課 | 国際調整専門 官 | 井関 | 法子 |
| 農林水産省 | 消費・安全局 | 消費・安全政策課 | 国際基準専門官 | 吉尾 | 綾子 |

主要議題の結果は以下のとおり。

議題4. ステップ8、5/8及び5（迅速化手続き）の規格案及び関連文書

<生鮮果実・野菜部会（CCFFV）>

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|-----------------------------|--|--|
| ビターキャッサバの規格案（セクション6ー表示の規定ー） | 含有されるシアン化水素低減のための経験に基づいた調理方法が追記され、第38回食品表示部会で承認されたもの。（ステップ8） | 提案どおり採択された。 |
| リンゴの規格案 | 1998年に作業が開始された、りんごの品質に関する規格。（ステップ8） | Section 4.1.3（2等級の品質の許容に関する規定）の内部昆虫・害虫の限度及び害虫が引き起こす鮮度へのダメージに関する規定の趣旨を明確にするため、「当該規定は、適用可能な植物防疫の規則には影響しない」旨の脚注を加えて採択された。 |

<魚類・水産製品部会（CCFFP）>

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|---|---|-----------------------|
| 魚類・水産製品実施規範案（ロブスター及びカニに関するセクション並びに関連定義） | 魚類・水産製品に関する実施規範案のうち、ロブスター（セクション13）、カニ（セクション番号未設定）及びその定義に関する事項。（ステップ8） | 編集上の修正意見を反映した上で採択された。 |
| チョウザメキャビアの規格案 | チョウザメ科の4つの属とそれらの交雑種から採取される魚卵をキャビアとする規格。（ステップ8） | 提案どおり採択された。 |

<栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）>

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|-------------|---|-------------|
| 食物繊維の分析法リスト | 既存の食物繊維の分析法リストについて、測定可能な物質ごとに分類された（低分子量画分と高分子量画分のいずれを測定する分析法か、また、個別の特定成分を測定する分析法か）分析法の修正リスト。（ステップ8） | 提案どおり採択された。 |

< 食品衛生部会 (CCFH) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|--|--|-------------|
| 生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範の葉物ハーブを含む緑色葉物野菜に関する附属文書原案 | 葉物野菜（無包装のものも含め、流通・消費段階で殺菌処理を経ずに消費される生鮮野菜）について、微生物による食品安全リスクを低減するため特に配慮が必要な追加的要件を整理した附属文書。（ステップ5/8） | 提案どおり採択された。 |
| 海産食品におけるビブリオ属菌に関する衛生実施規範原案 | 海産食品のフードチェーンを通じて、ビブリオ属菌による健康危害を最小限に抑える上で要となる管理方法を整理したガイドライン。（ステップ5/8） | 提案どおり採択された。 |
| 貝類中の腸炎ビブリオ及びビブリオ・バルニフィカスの管理手法についての附属文書 | 貝類中のビブリオ・パラヘモリティカス及びビブリオ・バルニフィカスについて、上記ガイドラインがカバーしない管理事項を整理した附属文書。（ステップ5/8） | 提案どおり採択された。 |

< 乳・乳製品部会 (CCMMP) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|-------------------|---|---|
| 発酵乳飲料に係る発酵乳規格修正原案 | 部会において、発酵乳規格に、「発酵乳を基にした飲料 (drinks based on fermented milk)」に関する記載を加えた修正原案。発酵乳の最小含量について、40%とすることで合意された。（ステップ8） | 修正案は提案どおり採択された。なお、ブラジル、コロンビア及びウルグアイが本規格の採択に留保を表明した。 |

< 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|---------------------------------|---|--------------------|
| 海外公的検査及び認証制度の評価実施のための原則及びガイドライン | 輸出国の食品に関する検査、認証制度について輸入国が評価を実施する際に輸出・輸入国双方の当局による評価の手順、適切な評価手法選択の必要性、輸出国から評価要請がある際の輸入国の対応等が規定されているもの。（ステップ5/8） | 編集上の修正を加えた上で採択された。 |

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|--|--|-------------|
| 食品中の特定 DNA 配列及び特定タンパク質の検出、同定、定量のための分析法の性能規準及びバリデーションに関するガイドライン原案 | 食品中の特定の DNA 配列又はタンパク質を検出、同定する分析法を設定する際のガイドライン。適切なバリデーションの規準と、性能特性に基づく規準に分析法が整合するかどうかの判断基準を示したもの。(ステップ 5 / 8) | 提案どおり採択された。 |

<食品添加物部会 (CCFA) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|---------------------------------|--|--|
| 食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項案及び原案 | 食品添加物と食品群との組合せで、計 123 となる食品添加物条項案及び原案。(ステップ 8 及び 5 / 8) | 食品添加物と食品群との組合せで、計 122 の食品添加物条項案/原案が採択された。ポンソー 4R の条項原案については、ステップ 4 に差し戻し、JECFA での評価結果を踏まえて部会において再検討することとされた。 |
| 加工助剤に関するガイドライン及び原則原案 | 加工助剤の定義とその安全な使用に関する原則を示した文書。(ステップ 5 / 8) | 提案どおり採択された。 |
| 食品添加物国際番号システム (INS) の修正原案 | FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) による評価が終了した食品添加物等に国際番号 (INS) を割り当てるもの。既に番号が割り当てられている添加物についても、JECFA の仕様書と不整合のあった機能名については記述が修正された。(ステップ 5 / 8) | 提案どおり採択された。 |
| 食品添加物の同一性及び純度に関する規格原案 | 第 71 回 JECFA において設定された、28 の食品添加物の同一性及び純度に関する規格原案。(ステップ 5 / 8) | 提案どおり採択された。 |

<一般原則部会 (CCGP) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|---------------------|---|-------------|
| 食品の国際貿易における倫理規範の改訂案 | 消費者の健康保護と公正な貿易の確保のための、国際貿易における倫理を規定した規範の改訂案。(ステップ8) | 提案どおり採択された。 |

< 残留農薬部会 (CCPR) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|--------------------|---|---|
| 農薬最大残留基準値 (MRL) 案 | 第 42 回 CCPR で審議された、作物と農薬との組合せで 6 つの MRL 案。(ステップ8) | 提案どおり採択された。なお、EU 及びノルウェーは、リンゴ中のメソミルの MRL に対し留保を表明した。 |
| 農薬最大残留基準値 (MRL) 原案 | 第 42 回 CCPR で審議された、作物と農薬との組合せで 199 の MRL 原案。(ステップ5/8) | 提案どおり採択された。なお、エジプトは、ジャガイモ中のクロロピリホスメチル及び小麦中のシペルメトリンの MRL に対し留保を表明した。 |

< 汚染物質部会 (CCCF) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|---|--|---|
| 食品及び飼料中のメラミンの最大基準値原案 | 非意図的な、やむを得ない食品及び飼料中へのメラミンの混入に対して、乳児用調製粉乳については 1 mg/kg、食品（乳幼児用調製乳を除く）及び飼料については 2.5 mg/kg とする最大基準値原案。(なお、承認されている資材等の使用により残留するメラミン濃度が 2.5 mg/kg を超える可能性を考慮した例外規定を設けることに合意) (ステップ5/8) | 提案どおり採択された。なお、チリ及びコスタリカは、脚注1の後段に示されている“メラミン濃度が 2.5mg/kg を超える可能性を考慮した例外規定”について留保を表明した。 |
| ブラジルナッツにおける総アフラトキシンの最大基準値原案 | 殻剥きのブラジルナッツについて「直接消費用 10 µg/kg、加工用 15 µg/kg」とする最大基準値案。(ステップ5/8) | 提案どおり採択された。 |
| 堅果中のアフラトキシンの汚染の防止及び低減のための実施規範 (ブラジルナッツのための) | アフラトキシンの生成を防ぐための、ブラジルナッツ採集乾燥後の水分活性レベルを明確化する等の修正を行った、ブラジルナッツに特有な措置を追加した付属文書の | 提案どおり採択された。 |

| | | |
|--------------------|----------------|--|
| 追加措置に関する付属文書) 改訂原案 | 改訂原案。(ステップ5/8) | |
|--------------------|----------------|--|

< 食品表示部会 (CCFL) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|-------------------------|---|-------------|
| 栄養表示の読みやすさについての原則及び規準原案 | 栄養表示が読みやすいものとなるよう、様式、フォント、コントラストについて規定する新たなセクションを、既存の「栄養表示に関するガイドライン」(CAC/GL 2-1985)に挿入するもの。(ステップ5/8) | 提案どおり採択された。 |

Part 2 – 最終採択に諮るその他の文書

< 乳・乳製品部会 (CCMMP) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|-----------------------|--|-------------------------------|
| 乳・乳製品規格にある食品添加物の修正リスト | 乳・乳製品の個別規格の食品添加物条項と「食品添加物に関するコーデックス一般規格 (GSFA)」の食品添加物条項及び食品添加物国際番号システム (INS) との整合を図ったもの。 | 提案どおり採択された。 |
| 乳・乳製品輸出証明書の様式改訂 | 乳・乳製品輸出証明書を、公的証明書の一般様式(「公的証明書の設計、作成、発行及び使用のためのガイドラインの (CAC/GL 26-1997) 付属文書)」との整合を図るとともに、乳・乳製品の輸出入に必要な証明 (attestation) の説明などを残した改訂案。 | 提案どおり採択された。 |
| 乳・乳製品の規格中の汚染物質の規定の修正 | 汚染物質の項に、一般的な記述に加え、乳が使用された製品や乳と植物油脂をブレンドした製品に関する規定を追加し、汚染物質部会 (CCCF) 及び残留農薬部会 (CCPR) の承認を得たもの。 | 提案どおり採択された。 なお、タイは留保を表明した。 |

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|---|--|-------------|
| ナチュラルミネラルウォーターの分析法を含む、異なるステップのコーデックス規格及び規格案/原案の分析法の承認 | CCFFP, CCMMP, CCNFSDU, CCPFV から承認を求められた個別食品の分析法及び、第 31 回総会 (2008 年 7 月) が検討するよう勧告したナチュラルミネラルウォーターの重金属、表面活性物質、農薬、PCB、鉱油、多環芳香族炭化水素等の分析法 (各物質の最大基準値と照らして要求される規準) の承認。 | 提案どおり採択された。 |

<食品添加物部会 (CCFA) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|--|---|-------------|
| GSFA の食品分類 06.0、06.2 及び 06.2.1 の名称及び解説の修正 | 食品分類 06.2.1 「小麦粉等」に「さご椰子粉」を含めるため、当該分類の説明書きとともに、食品分類 06.0 及び 06.2 の名称について修正するもの。 | 提案どおり採択された。 |
| 既存又は検討中の GSFA のカロテン及び野菜由来のカロテンの食品添加物条項からの注釈 180 の削除 | 「ベータカロテンとして」カロテンを測定することを敢えて規定 (注釈180) する必要はないとして、注釈180を削除するもの。 | 提案どおり採択された。 |
| GSFA の食品分類 13.2 (乳幼児補助食品) のアスコルビン酸エステル (INS 304, 305) に関する規定の修正 | ベビーフード缶詰の規格 (CODEX STAN 73-1981) 及び乳幼児用シリアル食品 (CODEX STAN 74-1981) の整合性を図るため、注釈15「油脂をベースとする」を付けるもの。 | 提案どおり採択された。 |
| GSFA のフェノール系酸化防止剤 (BHA、BHT、propyl gallate 及び TBHQ) への注釈 130 及び 131 の修正 | フェノール系酸化防止剤に適用する注釈の統一化を図るため、「BHA,BHT及び没食子酸プロピルとして、単体又はこれらの組合せで」とする新たな注釈を適用することとしたもの。 | 提案どおり採択された。 |

<魚類・水産製品部会 (CCFFP) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|--------------------------------------|---|-------------|
| 魚類・水産製品に関する実施規範のセクション 2.1 (一般規定) の修正 | “Clean water” 及び “Microbiological Contaminant” の定義を新たに挿入する修正。 | 提案どおり採択された。 |

<汚染物質部会 (CCCF) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|--|--|-------------|
| 食品及び飼料中の汚染物質に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) における、様々な野菜・果実缶詰へのスズの最大基準値案 | 個別の果実・野菜の缶詰の規格が廃止され、代わりに果実・野菜缶詰の一般規格が策定されたことを受け、GSCTFF のリファレンスに記載されていた個別の規格番号を削除し、Notes/Remarks に当該一般規格がカバーする果実・野菜の品目名を記載するよう整理しなおしたものの。 | 提案どおり採択された。 |

<食品表示部会 (CCFL) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|--|---|-------------|
| 有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン (CAC/GL 32-1999) からのセクション 8 及び関連規定の削除 | ガイドラインの継続的見直しを規定したセクション 8 とその関連規定を削除するもの。 | 提案どおり採択された。 |
| 包装食品の表示に関する一般規格 (CODEX STAN 1-1985) の食品添加物国際番号システム (CAC/GL 36-1989) との整合 | セクション 4 に記載された食品添加物の機能分類について、食品添加物国際番号システムの記述との整合を図り修正するもの。 | 提案どおり採択された。 |

Part 3 – 総会で保留されている規格及び関連文書

<食品残留動物用医薬品部会（CCRVDVDF）>

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|-----------------------------|---|---|
| 牛ソマトトロピン（BST）の最大残留基準値（MRL）案 | 乳分泌促進効果のある BST の MRL 案。 前回第 32 回総会でも、加盟国から具体的な要請がなされていないことから、議論は全くせず、引き続きステップ 8 のまま保留された。 | 特段議論されず、引き続きステップ 8 に保留された。 |
| ラクトパミンの最大残留基準値（MRL）案 | 成長促進作用のあるラクトパミンの MRL 案。 第 32 回総会において、ステップ 8 で保留され、中国が提出した豚の組織中のラクトパミン残留データ（筋肉、肝臓、腎臓で MRL 案を超えており、肺では高濃度の残留を示すもの）の JECFA レビューを待つこととなったもの。2010 年 5 月の JECFA の報告書では、ラクトパミンを給餌した豚の筋肉、肝臓、腎臓及び脂肪の摂取による推定摂取量は ADI を十分に下回るとされている（肝臓及び腎臓を肺に置き換えて試算した場合も同様）。なお、肺などの臓器の摂取量については摂取量データが不足しているため、今後の検討が必要であると指摘されている。 | 米国、カナダ等最大基準値案の採択を支持する国と、EU 及び中国等、ラクトパミンに関する国内規制との齟齬や肺、内臓など他の部位への残留に関する安全性の懸念などから最終採択に反対する国とが対立し、コンセンサスが得られなかったことから、引き続き、MRL 案はステップ 8 に保留することとされた。 今後非公式な会合（Friends of Chair meeting）を通じて、事態の解決に向けた方策を模索した上で、第 34 回総会で議論することとされた（我が国を含め計 12 カ国がメンバーとなった。） |

議題 5. ステップ 5 の規格原案と関連文書

< 生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|-------------|--|-------------|
| アボカドの基準改正原案 | アボカドの市場が拡大し、新たな品種が流通するようになったことから、これらの品種を当該規格の対象範囲に含めるための改訂を行うもの。 | 提案どおり採択された。 |
| ツリートマト規格原案 | ツリートマト（又はタマリロ）の規格。 | 提案どおり採択された。 |

< 魚類・水産製品部会 (CCFFP) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|------------------------------|--|-------------|
| くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚の規格原案 | 魚のくん製に伴い生ずる多環芳香族炭化水素 (PAH) の低減に関する規定が設けられているほか、微生物及び寄生虫のサンプリング、リステリア菌及び毒素の検査に関連して、適切なコーデックス文書を引用・整理しているもの。 | 提案どおり採択された。 |
| フィッシュソースの規格原案 | 伝統的な自然発酵製品に加え、発酵を速めるための物質を使用したものも対象範囲に含めたもの。第 5 章（汚染物質）に関連し、発酵過程によりバイオトキシンが減少するという科学的根拠がないことから、原料とする魚に人の健康へのリスクとなり得る量のバイオトキシンが含まれないよう記述すべきとの日本提案については、引き続き部会で議論することとされている。 | 提案どおり採択された。 |

< 抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|---------------------------------|---|-------------|
| 食品由来の抗菌剤耐性にかかるリスク分析に関するガイドライン原案 | 本原案は、家畜などに抗菌剤を使用した結果生じる「抗菌剤耐性」が食品を介してヒトに与える影響についてのリスク分析を示したガイドライン原案。文章の重複を排除する観点から、当初策定された個別の3つのドキュメント（リスク評価、リスクプロファイル作成、リスク管理に関する指針）を統合して一つにとりまとめたもの。スコープ、用語の定義、リスク評価等の各事項を整理した本体については、ほぼ合意された。リスクプロファイルの要素を記載した付属文書については特別部会で具体的に検討される予定。 | 提案どおり採択された。 |

< 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|----------------------------------|--|-------------|
| 一般集団のためのビタミン・ミネラルに係るNRV設定の一般原則原案 | 「19歳から50歳までの成人男女」を一般集団とした際の、ビタミン・ミネラルの栄養参照量(NRV)設定の際の一般原則案。NRVの定義はCCFLに依頼、上限等の用語の定義は既存のものを使用することとしている。 | 提案どおり採択された。 |

< 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|-----------------------|---|-------------|
| 測定の不確かさに関するガイドライン改訂原案 | 「測定の不確かさについてのガイドライン」(GL54-2004)の注釈(explanatory note)として、当該ガイドラインを適用する上で各国の助けとなるよう、測定の不確かさとは何か、測定の不確かさの推定方法及び典型値等についてガイダンスを作成するもの。 | 提案どおり採択された。 |

<残留農薬部会（CCPR）>

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|------------------------|---|---|
| 最大残留基準値（MRL）原案 | 第42回CCPRで審議された4農薬のMRL原案。 | 提案どおり採択された。 EU及びノルウェーは、摂取量に関する懸念から、フルオピコリド及びハロキシホップのMRL原案に留保を表明した。 |
| 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案 | ナッツ類（Tree Nuts）、ハーブ及びスパイス（Herbs and Spices）に関するコーデックス分類、新しいサブグループを設定するもの。 | 提案どおり採択された。 |
| 代表作物の選定に関する原則及びガイダンス原案 | 食品群への基準値の外挿のための代表作物（Representative Commodities）を選定する際の、選定の規準や手続き等を規定するもの。 | 提案どおり採択された。 |

<食品表示部会（CCFL）>

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|---|---|--|
| 任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改定案 | 食事、運動及び健康に関するWHOの世界的な戦略の実施に関連し、「栄養表示ガイドライン」（CAC/GL2-1985）のセクション3（栄養成分リスト）に記載する栄養成分について変更するもの。今回、飽和脂肪酸、糖類を追記し、ナトリウム/食塩について引き続き検討する改訂案が提出される。 | 提案どおり採択された。 マレーシアはセクション3.2.1.2（栄養成分表示を行なう場合には、量を表示することが義務とされる栄養素）にトランス脂肪酸を含まないとする決定に対して留保を表明した。 |

議題6. 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

<魚類・水産製品部会 (CCFFP) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|--------------------------------------|--|-------------|
| ロブスターに関する勧告国際実施規範 (CAC/PCR 24 -1979) | 魚類・水産製品実施規範案 (ロブスターに関するセクション及び関連定義) が採択された場合に廃止する。 | 提案どおり廃止された。 |
| カニに関する勧告国際実施規範 (CAC/PCR 28 -1983) | 魚類・水産製品実施規範案 (カニに関するセクション及び関連定義) が採択された場合に廃止する。 | 提案どおり廃止された。 |

<乳・乳製品部会 (CCMMP) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|--|---|--|
| プロセスチーズ及び関連製品の一般規格 (CODEX STAN 285-1978, 286-1978及び287-1978) | 既存のプロセスチーズ規格 (CODEX STAN 285-1978, 286-1978 及び 287-1978) については、規格自体が古く、規格の使用の実態もないことから廃止するもの。 | 提案どおり廃止された。 アルゼンチン、コロンビア、コスタリカ、エジプト、インド、タンザニア及びウルグアイは留保を表明した。 |

<食品添加物部会 (CCFA) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|----------------------------|---|-------------|
| 食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項 | 第 42 回 CCFA で合意された食品添加物条項を廃止するもの。 | 提案どおり廃止された。 |
| 加工助剤一覧 (IPA) (CAC/MISC 3) | 「加工助剤に関するガイドライン及び原則原案」が部会で合意されたこと、また、加工助剤のリストについてはデータベース化することを検討していることから、古い情報のまま更新されていない既存の加工助剤のリストを廃止するもの。 | 提案どおり廃止された。 |

<残留農薬部会（CCPR）>

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|------------------|-------------------------|-------------|
| 既存農薬最大残留基準値（MRL） | 既存の 17 農薬の MRL を廃止するもの。 | 提案どおり廃止された。 |

議題 8. 新規作業及び作業中止の提案

－新規作業－

<生鮮果実・野菜部会（CCFFV）>

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|--------|---|-------------|
| ザクロの規格 | ザクロの規格策定についての新規作業提案。第 32 回総会において近東地域調整部会から新規作業提案がなされたが、ザクロが当該地域以外の多くの国でも流通していることから、CCFFV で優先作業とできるか議論することとされていた。CCFFV での議論の結果、CCFFV の新規作業として承認を求めるもの。 | 提案どおり承認された。 |

<栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）>

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|--|--|-------------|
| 必須栄養素の食品への添加に関する一般原則（CAC/GL 9-1987）の修正 | 必須栄養素の添加の目的、方法等の変化を踏まえて本ガイドラインを見直すための新規作業提案。 | 提案どおり承認された。 |
| 乳児及び幼児用調製補助食品のガイドライン（CAC/GL 8-1991）の改訂 | タイトルを変更するほか、使用される原料、加工技術、油脂からのエネルギー量の更新など、「調製補助食品のエネルギー要件及び栄養素の必要性に関する勧告」を踏まえて改訂するための新規作業提案。 | 提案どおり承認された。 |

| | | |
|--|---|--|
| <p>栄養表示に関するガイドライン（CAC/GL 2-1985）の修正：一般集団の非感染性疾患のリスクに関連する栄養素のための栄養参照量（NRV）の設定</p> | <p>栄養表示に関するガイドラインの付属文書として、3歳以上の一般集団の非感染性疾患のリスクに関連する栄養素のためのNRVを設定するに当たっての、原則及び規準を作成する新規作業提案。</p> | <p>提案どおり承認された。 なお、マレーシアは、対象とする栄養素に飽和脂肪酸を含めるべきではないとの立場から、留保を表明した。</p> |
|--|---|--|

< 食品衛生部会（CCFH） >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|--|---|--------------------|
| <p>天然ミネラル水の採取、製造及び販売に関する国際衛生実施規範勧告（CAC/RCP 33-1985）の改訂</p> | <p>HACCP 原則など、食品安全及び衛生に関する 1985 年以降の取組を反映するための新規作業提案。</p> | <p>提案どおり承認された。</p> |
| <p>食品中の微生物規格設定及び適用のための原則（CAC/GL 21-1997）の改訂</p> | <p>「微生物のリスク管理の実施のためのガイドライン」（CAC/GL 63-1997）とその付属文書「微生物のリスク管理のメトリックスに関するガイドライン」に規定された要素を反映するための新規作業提案。</p> | <p>提案どおり承認された。</p> |

< 食品添加物（CCFA） >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|---------------------------------------|--|--------------------|
| <p>GSFAの食品分類の改訂</p> | <p>食品分類 5.1（ココア製品及びチョコレート製品）、5.2（菓子類）、5.4（デコレーション、トッピング、スイートソース）について、製品流通の実態を踏まえた改訂を行うための新規作業提案。</p> | <p>提案どおり承認された。</p> |
| <p>食用塩の規格（CODEX STAN 150-1985）の改訂</p> | <p>汚染物質やサンプリング方法に関する項目の更新、コーデックス手続きマニュアルの「個別食品規格の様式」との整合を図るための新規作業提案。</p> | <p>提案どおり承認された。</p> |

<残留農薬部会（CCPR）>

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|---|---|-------------|
| 農薬に関するコーデックス優先リストの設定（新規農薬と定期的に再評価される農薬） | 2017年度までにJMPRに評価を依頼する薬剤のリスト（再評価されるべき農薬も含む）についての新規作業提案。 | 提案どおり承認された。 |
| MRL勧告に関するパイロットプロジェクト | 国レベルの農薬登録やMRLの設定がなされる前の新規化合物の農薬について、JMPRが評価しMRL案を勧告するという、新たな手法の検証を目的としたパイロットプロジェクトの実施についての新規作業提案。 | 提案どおり承認された。 |

<汚染物質部会（CCCF）>

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|--|---|-------------|
| 穀物及びその加工品中のデオキシニバレノール（DON）及びそのアセチル体に関する最大基準値 | 穀物及びその加工品中のデオキシニバレノール（DON）及びそのアセチル体に関する最大基準値の策定に係る新規作業提案。 | 提案どおり承認された。 |
| 乾燥イチジク中のアフラトキシンの最大基準値 | 乾燥イチジク中のアフラトキシンの最大基準値の策定に係る新規作業提案。 | 提案どおり承認された。 |

<食品表示部会（CCFL）>

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|------------------------------|--|-------------|
| 糖類、食塩（ナトリウム）、トランス脂肪酸に関する強調表示 | 「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン」（CAC/GL 23-1997）の栄養成分表に、糖類、ナトリウム/食塩及びトランス脂肪酸を追加するための新規作業提案。 | 提案どおり承認された。 |
| 有機養殖漁業に関する作業 | 有機的に養殖される海産物（海藻類を含む）に関する新規作業提案。 | 提案どおり承認された。 |

| | | |
|--------------------|---|-------------|
| 栄養参照量 (NRV) の定義の設定 | 「栄養表示に関するガイドライン」(CAC/GL 2-1985)に、栄養参照量 (NRV) に関する定義を規定する新規作業提案。 | 提案どおり承認された。 |
|--------------------|---|-------------|

－作業の中止－

<乳・乳製品部会 (CCMMP) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|------------|--------------------------------------|---|
| プロセスチーズの規格 | 意見の相違により改訂原案が作成できなかったことから、作業を中止するもの。 | プロセスチーズの国際流通量から基準が必要とする意見と、製品の多様性からプロセスチーズの統一した国際基準の策定は困難であるとする意見が対立した。議論の結果、今次総会では作業の中止を決定せず、地域調整部会においてプロセスチーズの地域規格の必要性及びその策定の可能性について検討するよう求め、その結果を踏まえて次回（第34回）総会において作業の中止について最終決定をすることとなった。 |

<食品添加物部会 (CCFA) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|---------------------|---|--------------|
| GSFA の食品添加物条項の案及び原案 | 技術的妥当性が確認できない等の理由から、食品添加物条項の案及び原案作成作業を中止するもの。 | 作業の中止が承認された。 |

議題 9. 総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項

第 32 回総会から提起された事項

< 総会の対応が求められる事項 >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|---------------|--|---|
| 家畜飼養に関する今後の作業 | <p>第 32 回総会において、家畜飼養に関する以下の事項について電子作業部会の設立が合意され、当該作業部会の報告書が検討される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のコーデックス文書の家畜飼養に関する適用可能性のレビュー ・第 32 回総会で提案されたが残されている作業に対応するための適切なメカニズム（特別部会か既存の部会かなど） | <p>既存のコーデックス文書の修正案（定義含む）を関連する部会に対して検討するよう照会するとともに、②一般原則部会に対して各部会がレビューした後の各文書の整合を検討するよう求めることとなった。</p> <p>また、飼料成分中の汚染物質・残留物質による様々な危害に対する政府によるリスク評価手法の適用に関するガイドラインの開発、及び政府のための飼料成分及び飼料添加物中の危害の優先順位リストの開発に対応するため、特別部会を設置し、スイスをホスト国とすることが合意された（議題 16）。</p> |

< 乳・乳製品部会（CCMMP） >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|--------------------|--|-----------------------|
| 乳・乳製品部会を休会とすることの提案 | <p>新たな作業が将来総会から要請されるまで、CCMMP を休会とすることを総会に諮るもの。</p> | <p>休会とすることが合意された。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>乳・乳製品の規格の附属文書に記載されている”自発的適用 (voluntary application) “の取扱いについて</p> | <p>油脂や乳・乳製品の規格の中に明記されていた自発的適用 “Voluntary application” の規定の削除について検討した結果、乳・乳製品の 13 の規格全ての附属文書から “Voluntary application” の文言を削除し、代わりに、附属文書は規格本体の規定に影響しない追加情報であることを明確にする文言を挿入した上で、附属文書を残す提案がなされている。なお、コーデックス文書は、附属文書も含めて全てが WTO/TBT 協定上の “国際基準” に該当するとの見解が CCGP で合意されており、附属文書の位置づけが明確でないとの理由から、日本を含め複数国がこの決定に対して留保を表明した。</p> | <p>我が国や米国などが、附属文書の採択に反対を示したが、提案どおり採択された。我が国は、米国、メキシコ、南アフリカとともに、留保を表明した。</p> |
|--|--|---|

総会への報告事項

< 油脂部会 (CCFO) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|----------------------------|--|--------------------|
| <p>名前の付いた植物油の規格への技術的修正</p> | <p>「名前の付いた植物油の規格」に記載されているナタネの学名”<i>Brassica campestris</i>” を、現在の学名”<i>Brassica rapa</i>” に修正することについて、採択を諮るもの。</p> | <p>提案どおり承認された。</p> |

< 一般原則部会 (CCGP) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|--------------------------------|---|---|
| <p>Competent authority の定義</p> | <p>competent authority について統一的・一般的な定義を策定する利点はないとの見解で合意した旨が報告される。</p> | <p>部会における議論の結果が報告された (特段議論なし)。</p> |
| <p>部会の共同開催</p> | <p>「コーデックス会議の共同開催に関するガイドラインの修正案」の一部修正について合意したこと、共同開催に必要な手続きやタイムフレームなど有用な関連情報を掲載する事務局 Web ページの創設とその具体的内容についても合意したことが報告される。</p> | <p>部会における議論の結果が報告された。なお、部会が共同開催されるとの情報については十分前もって加盟国に通知されるよう、あらゆる努力をすべきであるとされた。</p> |

総会からの要請に関連する事項

<魚類・水産製品部会 (CCFFP) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|--|---|--------------------|
| 魚類水産製品のための証明書 の一般様式(CAC/GL 48-2004) と、証明書の一般様式(CAC/GL 38-2001)との整合性 | 「魚類水産製品のための証明書の一般様式」と「証明書の 一般様式」との整合性を図るべきとの第 32 回総会からの 要請に対し、カナダが提示した二つの様式の対比表をも とに、各国の意見を求め、次回部会で議論することとな った旨報告される。 | 部会における議論の結果が報告された。 |

<食品添加物部会 (CCFA) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|--|--|--------------------|
| コーデックス規格の“食品添加 物のキャリーオーバー”のレフ アレンス | 多くのコーデックス個別規格でボリューム 1 の「キャリー オーバーの原則」(以下、「原則」という)が引用されてい るが、GSFA 前文のセクション 4 にも類似の内容が規定さ れていることから、両者の規定内容を整理し GSFA 前文の セクション 4 へ一本化できないか、総会から照会されてい たもの。次回部会において検討することとされたことが報 告される。 | 部会における議論の結果が報告された。 |
| 食肉規格における添加物条項 の不整合に関する課題 | 次回部会において、5 つの食肉規格と GSFA の食品分類 8.2、8.3 の食品添加物条項との不整合について、問題の特 定と解決策が検討されることが報告される。 | 部会における議論の結果が報告された。 |
| GSFA のエリスロシンの案およ び原案 | 第 32 回総会で、エリスロシン (INS 127) の ML 案及び原 案に対し、多くの国から安全性の懸念が示されたこと、及 び JECFA による精密な曝露評価の実施について提案があ ったことから、採択せずに CCFA に差し戻された。当該原 案については、JECFA の評価結果及び技術的妥当性を踏ま えつつ、2011 年の部会で検討することとなっていることが 報告される。 | 部会における議論の結果が報告された。 |

<生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) >

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|---|---|--|
| 生鮮果実・野菜の規格化に関する他の国際機関から提起された事項：“国際連合欧州経済委員会 (UN/ECE) 規格” から“国際連合 (UN) 規格” への名称の変更 | UN/ECE 規格を UN 規格に名称変更するとの UN/ECE の「農産物品質規格に関する作業部会」からの提案に対し、CCFFV から、法的見解と今後のフォローアップについてアドバイスが求められていたもの。名称の変更については国際連合社会経済理事会 (ECOSOC) の承認が得られないだろうとの見解が示されるとともに、既に CCFFV の権限において、作業の重複解消の観点から、UNECE 規格の活用及び当該規格の国際規格への変換が可能となっていることが指摘されている。 | ①名称の変更について ECOSOC の承認が得られないとの見解に変更はないとする WHO 法務担当の発言を確認するとともに、②CCFFV が UNECE と作業の重複を避け調和した規格の策定に向け協力・調整する必要性を再度勧告した。 |
| 生鮮キノコ“アンズタケ”のコーデックス規格 | アンズタケについては、欧州地域調整部会 (CCEURO)において、地域規格が策定されている。今般、アンズタケに関する UN/ECE 規格が策定されたことを受け、CCFFV から CCEURO に対し、国際規格への転換を図るか検討すること、またその場合には、プロジェクトドキュメントを提出し、CCFFV に照会するよう求められていたことが報告される。 | アンズタケの地域規格を国際規格に転換する必要性について、各国の意見を求める回付文書を事務局が配布し、次回 CCFFV で検討することとされた。 |

議題 10. 財政及び予算に関する事項 – 2010/2011 予算案

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|--------------|--|---|
| 財政及び予算に関する事項 | 資料未着であるが、コーデックス財政及び予算に関し、2008/2009 期支出状況及び 2010-2011 期期支出状況が報告される予定。総会では毎回、FAO と WHO のコーデックス予算配分について指摘されており、第 32 回総会(2009 年)においては、FAO から 75%、WHO から 25%支出していることが報告され、年々 WHO の支出の割合が減少している。 | 2008-2009 年の支出状況と 2010-2011 予算について報告された。また、①FAO の予算は業績（結果）に基づいて決定することとなったこと、②WHO 拠出割合が 22%と多少減少していること、③各部会を主催する国々や事務局への支援によってコーデックス活動が支えられていること、④さらなるコスト削減がなされていることなどが報告された。また、第 64 回執行委員会にて議論された Business plan は、今後コーデックスにおいて予算に関する事項を検討する際に利用すること等が報告された。 |

議題 11. コーデックス委員会の戦略計画 2008-2013 年

11-(a) 一般的な実施状況

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|----------|---|--|
| 一般的な実施状況 | 2008-2013 年の戦略的計画の各項目について、担当部会、実施期限、実施状況等が報告され、第 63 回、64 回の CCEXEC の検討の結果とともに議論される。 | Goal 4 (コーデックスと他の国際機関の協力の推進) :Activity 4.5 について各地域委員会に質問状を回付し議論することとなった。 また、なお、次期戦略計画 (2013-2018 年) については、今後議長及び副議長が質問票もしくは改定案を作成した後、地域調整委員会に回付し意見を聴取し、次回執行委員会で議論される予定。 |

11-(b) コーデックス事務局の能力の評価

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|-----------------------|--|---|
| <p>コーデックス事務局の能力評価</p> | <p>第32回総会において、第63、64回執行委員会及び第33回総会で引き続き議論することとされた11の勧告のうち勧告1-10について検討した。</p> | <p>いずれの勧告も総会が最終的に承認することはなかったが、主な議論は次の通り。</p> <p>勧告1 (FAO と WHO からのコーデックス予算の適正配分) 及び勧告2 (安定した事務局体制の確保) : 事務局次長レベル会合を通じて FAO、WHO がコーデックスに関する戦略的事項や予算等の重要事項について協議していること等が報告された。</p> <p>勧告3 (予算決定時期の適正化と執行) : より効果的な運営に資するため、コーデックス余剰予算の次期持ち越しの可能性についての質問に対し、FAO 代表は、持ち越しは不可能であると説明した。</p> <p>勧告4 (信託基金に係る FAO と WHO 間のコミュニケーションの強化) : FAO と WHO との間で問題はなく、常に緊密にやり取りをしている旨報告された。</p> <p>勧告5 (コーデックス事務局の管理及び自治性) : コーデックスは計画的な会議の主権が必要なため、任意拠出金ではなく通常予算による運営が不可欠であるとして、必要予算が確保されていることが報告された。</p> <p>勧告6 (事務局運営の強化) : コーデックスの一連の会議資料の配布の遅延等の問題はコーデックス事務局の脆弱なキャパシテ</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>ィによるものではないのかと指摘に対し、FAO 代表は、欠員や翻訳のキャパシティの問題からそうした遅延が起きている可能性を示唆した。</p> <p>勧告 7 (コーデックス規格と戦略方針策定における事務局のより積極的な役割、及び食品規格に関する国際的な協議の新たな手段の探求) : 多くの国がこの勧告に合意せず、ここに示される役割は、事務局ではなくコーデックス委員会自体の役割であるとの認識で一致した。</p> <p>勧告 8 (コーデックス事務局と会議ホスト国とのコミュニケーションの強化)、勧告 9 (コーデックス WEBSITE の改定) 及び勧告 10 (コーデックス事務局におけるさらなる IT の活用) : WEBSITE の改定作業が進んでいること、更なる IT 活用に向けた努力がなされていることなどが報告された。</p> |
|--|--|--|

議題 12. コーデックス委員会とその他国際組織との関係

関連政府間組織 (OIE, WTO, IAEA, OIML, OECD) 及び非政府間組織 (ISO) の関連活動内容について報告された。OIE 代表は、「世界の健康」のため WHO、FAO や WTO と協力していくこと、コーデックスとの joint standard について引き続き CCGP において検討してほしい旨述べた。

我が国は、今後 OIE が他の関係機関との協力を強化するにはその基準策定手続きやリスク分析原則について明文化した規定が不可欠であり、今後 OIE が当該規定を策定して OIE 総会で採択することにより、その手続きの透明性を確保することが必要である旨強く求めた。

議題 13. プライベートスタンダードの影響に関する検討

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|-----------------------|---|--|
| プライベートスタンダードの影響に関する検討 | 食品の国際貿易におけるプライベートスタンダードの影響（特に途上国への影響）などについての継続的な議論。 | <p>WTO/SPS 委員会や OIE 等における取組が紹介された。また、食品の国際貿易におけるプライベートスタンダードの影響（特に途上国への影響）などを分析した調査の結果（FAO）などが報告された。</p> <p>総会は、各地域調整部会に対し、プライベートスタンダードに関わる途上国への経済的負担等の問題について更なる分析を実施し、第 34 回総会で検討するための勧告案を作成するよう求めることとした。</p> |

議題 14. FAO 及び WHO から提起されたその他の事項

コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO 合同計画及び信託基金

| 事項 | 概要 | 結果概要 |
|-------------------------------------|--|---|
| コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO 合同計画及び信託基金 | コーデックス規格策定に参画する意思を有する発展途上国に対し、その参加を支援するために信託基金を通じ旅費を支援する計画及び信託基金の状況等について報告される。 | <p>信託基金の進捗報告と最近行われた中間評価の結果が報告された。</p> <p>特に、①今後信託基金の使用に当たっては、目標 2（コーデックスへの参画の全般的・総合的な強化）及び目標 3（コーデックスへのより積極的な参画（科学的・技術的な参画の強化）により重点を置く必要があることなどが議論された。</p> <p>地域調整部会に中間報告書にある 5 つの質問を回付し、各国から出された意見をもとに各地域部会でさらに議論することとなった。</p> |

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 19 回食品残留動物用医薬品部会

日時 : 2010 年 8 月 30 日 (月) ~ 9 月 3 日 (金)

場所 : バーリントン (米国)

議題

| | |
|------|---|
| 1 . | 議題の採択 |
| 2 . | コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項 |
| 3 . | FAO / WHO からの関連事項及びその他の部会・特別部会からの付託事項 |
| 4 . | 「動物用医薬品の登録に係る技術的要件の調和」(VICH) を含む OIE の活動報告 |
| 5 . | 動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) の検討 (ステップ 7) |
| 6 . | 食品中の残留動物用医薬品の分析法に関する討議文書 |
| 7 . | JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案 |
| 8 . | ADI の設定及び MRL 提案に係る現行プロセスに関連して考慮される要因 |
| 9 . | ADI 及び MRL を設定していない動物用医薬品のリスク管理に関する勧告 |
| 10 . | はちみつ生産における動物用医薬品に関する討議文書 |
| 11 . | 水棲動物製品及びそれに由来する製品に対する動物用医薬品残留の管理のためのサンプリングプランに関する討議文書 |
| 12 . | その他の事項及び今後の作業 (a)最近の問題及び解決策 |
| 13 . | 次回会合の日程及び開催地 |
| 14 . | 報告書の採択 |

第 19 回食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）概要

1．開催日及び開催場所

日時： 2010 年 8 月 30 日（月）～9 月 3 日（金）

場所： バーリントン（米国）

2．参加国及び国際機関

56 加盟国、1 加盟機関（EU）、5 国際機関が参加、参加総数は 172 名

3．我が国の出席者

| | | | |
|---------------------------|----|----|----|
| 厚生労働省医薬食品局食品安全部 | | | |
| 基準審査課食品規格専門官 | | 浦上 | 憲治 |
| 厚生労働省医薬食品局食品安全部 | | | |
| 企画情報課 国際食品室国際調整専門官 | 井関 | 法子 | |
| 厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所食品部主任研究官 | 坂井 | 隆敏 | |
| 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐 | 能田 | 健 | |
| 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課課長補佐 | 近藤 | 喜清 | |
| 農林水産省動物医薬品検査所検査第二部総括上席研究官 | 遠藤 | 裕子 | |
| 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課企画調整係長 | 今村 | 彩貴 | |
| 内閣府食品安全委員会事務局評価課飼料・肥料等係長 | 島田 | 美里 | |
| テクニカルアドバイザー | | | |
| 日本食品衛生協会 | | 大滝 | 宗志 |
| 日本食品衛生協会 | | 福本 | 一夫 |

4．主要議題の概要

主要議題の概要は以下のとおり。

議題 5．動物用医薬品の最大残留基準値（MRL）の検討（ステップ 7）

ナラシン（牛及び豚）

EU は、健康な動物に対する成長促進目的でのナラシン使用は認められない旨指摘した。また、ナイジェリアは薬剤耐性菌が増加する可能性があるとの懸念を示した。これについて JECFA 事務局は、ナラシンは抗菌活性の無い形に代謝されること及び標的臓器の肝臓への残留は非常に低い値であることなどを説明した。

我が国を含め、米国、カナダ、フィリピン、ブラジル、コスタリカ、パナマ、メキシコ、オーストラリア等の 11 カ国が最大残留基準値（Maximum Residue Limits：MRL）案の採択を支持した。

議論の結果、豚についての MRL 案についてはステップ 8 で総会の最終採択を図ることで合意した（EU、ナイジェリア、ノルウェー及びスイスは留保した）。また牛についての MRL 案は暫定値であり、今後 JECFA が検証した分析法をもとに再度検討する予定であることから、牛の MRL 案はステップ 7 に留め置くこと

で合意した。

チルミコシン（鶏及び七面鳥）

前回会合で暴露量から計算して ADI 比が 313% になることから、MRL 案に懸念を示した EU は、今次会合では、再度計算した結果 ADI を下回ることを確認し、MRL 案を支持できるとの立場を示した。カナダ、ブラジル、ナイジェリア、パナマ、フィリピン、メキシコ、タイ及びケニアも MRL 案を支持し、採択された。その結果、今次部会は、MRL 案の次回総会での最終採択を図ることで合意した。

議題 6 . 食品中の残留動物用医薬品の分析法に関する討議文書

英国及びカナダ主導の電子作業部会が提示した討議文書をもとに、JECFA より提供された分析法の評価、一斉分析法の性能特徴(performance characteristics)に関する要件についてそれぞれ検討した。

分析法の評価について、我が国は、個別の勧告は有意義ではあるが、独立した機関である JECFA に対して分析法の詳細に関する検討の多くを JECFA に求めるのは適切ではなく、当部会の付託事項 (Terms of Reference: TOR) にある本来の作業として、当部会が分析法について議論するのが適当であるとの立場を示した。

一斉分析法の性能特徴の策定に関するガイダンスについては、我が国の分析法の開発及び使用の現状を踏まえつつ、すでにコーデックスが「食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国において食品安全を保证するための規制プログラムを設計・実施するための指針」(CAC/GL 71-2009)(個別分析法を対象とした基準を含む)を策定済みであることに鑑み、一斉分析についても同様の基準を策定するのを支持する立場で、適宜対処した。

その結果、当部会は、一斉分析について同様の基準を策定することを新規作業とすることで合意し、総会の承認を図ることとした。また、英国及びカナダ主導の電子作業部会を設置し、原案を策定することで合意した。

議題 8 . ADI の設定及び MRL 提案に係る現行プロセスに関連して考慮される要因

前回会合において、動物用医薬品の MRL 設定に関する事項について議論され、フランス主導の電子作業部会(eWG)において、農薬と動物用医薬品(注:共に意図的に使用される薬剤)についてできる限り同じ手法で MRL を設定するのが適当との立場から、JMPR と JECFA のリスク評価手法をどの程度一致させられるかという観点から検討しているもの。

本会合直前に開催された物理作業部会の報告を踏まえ、フードバスケット(食品摂食モデル)の内容、ADI の 100% 使用、EDI (Estimated Daily Intake : 推定一日摂取量)の適用等について今次会合で議論された。

フードバスケットについては、米国が「one meat+2 eggs+milk+honey」では現行のフードバスケットにおいて含まれていない組織を考慮することが可能になることを指摘するとともに、ADIを100%使用した結果、高いMRL設定につながるかどうかを検討すべき等を主張した。また、我が国からは、国内における基準設定にあたっての暴露評価手法を踏まえ、基準を設定する動物由来の食品以外（水、空気等）からの暴露も考慮する必要があることから、100%ADIの使用は適切でないこと、EDIの使用についてはTMDI（Theoretical Maximum Daily Intake：理論最大一日摂取量）に代わるべきものではなく、また、不必要に高いMRL設定につながらないようにEDIを使用する場合の明確な条件の検討が必要である旨を発言した。

議論の結果、JECFAで適用されている現行の食品摂食モデルの見直し、急性及び亜慢性の食品暴露評価手法の作成等についてFAO及びWHOに専門家会合の開催を再度求めることに合意した。また、戦略計画Activity2.2の実施に関する「リスク分析に係る文書」（Risk Analysis Principles Applied by The Codex Committee on Residues of Veterinary Drugs in Foods）の改訂について電子作業部会を設置することに合意した（議題12参照）。

議題9．ADI及びMRLを設定していない動物用医薬品のリスク管理に関する勧告

前回会合の結果に基づき設置した電子作業部会（米国議長）が提示した報告書を元に、a)人の健康への懸念からADI/MRLを設定していない動物用医薬品とb)人の健康リスク評価に必要な情報の不足により未だADIまたはMRLが設定されていない動物用医薬品のリスク管理に関する勧告策定のための新規作業のスクープの明確化、既にJECFAが評価を終了している動物用医薬品に対するリスク管理方法の提案、JECFAが人の健康への懸念からADI/MRLを設定しないと結論づけた8つの動物用医薬品への対応、コーデックス基準設定過程でリスク管理勧告を行うための手続き手法について議論した。

我が国は、上述のa)とb)の事項はともに重要であり、新規作業で取り扱う必要があるが、その二つの事項は性質が異なるため、作業は明確に区別して進めるべきであると主張した。特に、a)については、使用禁止や不検出であることなどの明確な規定を設けるべきであり、b)については2004年にバンコクで開催されたADI/MRLの設定されていない動物用医薬品の残留に関するFAO/WHO合同ワークショップの勧告に従い、各国が設けているMRLの情報を元に暫定的なレベルを設置することを検討するのが適当である旨発言した。EUは人の健康への懸念のある動物用医薬品の使用禁止を明確に示すべきであると発言した。適切なリスクコミュニケーションを行うためのポリシーを作成することも必要であるとの発言もあった。

コスタリカは、「ADI/MRLが設定されていない動物用医薬品のゼロ残留を確認する検査の検出限界を統一する必要がある」と発言した。

我が国は、については、コーデックスはリスク管理機関としてJECFAに対し

て必要なリスク評価を依頼したものであり、その結果 ADI/MRL を設定できないとした動物用医薬品に対するリスク管理の具体的な勧告を出すことはコーデックスの責務であること、また、加盟国、特に開発途上国が適切なリスク管理を行う上でコーデックスが具体的なリスク管理について示すことが必要であること、情報不足が原因で ADI/MRL が設定できない動物用医薬品については、2004 年にバンコクで開催されたワークショップで推奨されたように、地域又は国で既に使用されている MRL を設定してコーデックスの暫定 MRL とすることを示唆した。

手続きマニュアルにある本部会の TOR の修正についても議論し、我が国や EU などは、残留農薬部会 (Codex Committee on Pesticide Residues : CCPR) の TOR の (e)と同様の文書を追加し、本部会が MRL 設定以外のリスク管理に関する事項について検討することを容認できるようにすべきであり、次回総会での採択を図るのが適当との立場を示した。これに対し、ニュージーランドなどは、この修正提案によって生じる恐れのある貿易への影響などを慎重に検討する必要がある、現時点で合意できないとして反対した。議論の結果、修正提案を各国に回付し、次回会合で議論することとなった。

JECFA が人への健康影響の観点から ADI/MRL を設定できないとした 8 つの動物用医薬品については、EU を議長国とする電子作業部会を設置し、JECFA の報告書やモノグラフなど入手可能なデータや情報を元にリスク管理勧告案を策定する (クロラムフェニコールとマラカイトグリーンは使用すべきでないとの前回部会の決定も含む) こととなった。

コーデックスホームページに掲載されている動物用医薬品の MRL のデータベースについては、JECFA の報告書へのリンクなどを充実させ、より使いやすいものにする予定であると事務局は述べた。

議題 12 . その他の事項及び今後の作業

議題 2、8 及び 9 での、本部会におけるリスク分析に係る文書に関連する議論の結果を踏まえ、本部会は電子作業部会を設置 (フランス、日本、米国による共同議長) し、コーデックス戦略計画の Activity 2.2 を実施することとした。

特に、議論 8 及び 9 の議論の結果を踏まえ、電子作業部会は、リスク分析に係る文書とリスク評価ポリシー (Risk Assessment Policy in the setting of Maximum Limits for Residues of Veterinary Drugs in Foods) の改訂作業をすることとし、その際、特にリスク分析に係る文書の Section 3-2 の改訂 (議題 8 に関連)、リスク管理とリスクコミュニケーションに関する勧告の策定に関する手続きの検討 (議題 9 に関連) をするとともに、CCPR の Concern form の活用の検討その他議題 2 , 8 , 9 , 12 の議論に関する各国のコメントを踏まえて、リスク文書に係る文書の改訂をすることとなった。

さらに、本件に関して作業をさらに効率よく進めるために、次回本会合の直前に物理的作業部会を開催 (フランス、日本、米国の共同議長) することで合意した。

(参考)

食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) の作業と今後のアクション

| 事項 | ステップ | 今後のアクション |
|--|------------|--|
| 動物用医薬品の最大残留基準値(MRL) <u>ナラシン(豚)及びチルミコシン(鶏及び七面鳥)</u> | ステップ 8 | 第 34 回総会 |
| 動物用医薬品の最大残留基準値(MRL) <u>ナラシン(牛)</u> | ステップ 7 | 第 20 回 CCRVDF |
| 食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国において食品安全を保證するための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン(CAC/GL 71-2009)付属文書 B 表 C に追加する水産食品サンプリング計画原案 | ステップ 3 | 電子作業部会(米国) 第 20 回 CCRVDF |
| 一斉分析法の性能特徴に関するガイドライン原案 | ステップ 1,2,3 | 第 34 回総会 電子作業部会(カナダ及び英国) 第 20 回 CCRVDF |
| JECFA による評価及び再評価が必要な動物用医薬品の優先リスト | ステップ 1,2,3 | 第 34 回総会 第 20 回 CCRVDF |
| CCRVDF が適用するリスク分析の原則の修正提案へのコメント要請 | | 第 20 回 CCRVDF |
| 「CCRVDF が適用するリスク分析の原則」及び「動物用医薬品の MRL 設定のためのリスク評価ポリシー」の改訂作業 | | 電子作業部会(フランス、日本、米国) 第 20 回 CCRVDF |
| 他の動物種や臓器への MRL 設定における既存の MRL の外挿に関する討議文書 | | 電子作業部会(カナダ) 第 20 回 CCRVDF |
| 開発途上国における MRL 設定のニーズに関するデータベース | | 電子作業部会(米国) 第 20 回 CCRVDF |
| CCRVDF の付託事項(TOR)の改訂提案 | | 第 20 回 CCRVDF |
| JECFA が人への健康影響の観点から ADI/MRL を設定できないとした 8 つの動物用医薬品に関するリスク管理勧告 | | 電子作業部会(EU) 第 20 回 CCRVDF |
| はちみつ中の MRL またはその他の規制値設定のポリシーに関する討議文書 | | 電子作業部会 第 20 回 CCRVDF |

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 4 回抗菌剤耐性に関する特別部会

日時 : 2010 年 10 月 18 日 (月) ~ 10 月 22 日 (金)

場所 : ムジユ (韓国)

仮議題

| | |
|-----|----------------------------------|
| 1 . | 議題の採択 |
| 2 . | コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項 |
| 3 . | FAO、WHO 及び OIE による抗菌剤耐性に関する作業の情報 |
| 4 . | 食品由来の抗菌剤耐性に係るリスク分析に関するガイドライン案 |
| 5 . | その他の事項 |
| 6 . | 報告書の採択 |

第 4 回抗菌剤耐性に関する特別部会の主な検討議題

日時 : 2010 年 10 月 18 日 (月) ~ 10 月 22 日 (金)

場所 : ムジユ (韓国)

主要議題の検討内容

議題 4 食品由来の抗菌剤耐性に係るリスク分析に関するガイドライン案

前回の本特別部会の検討の結果、微生物のリスク管理に関連するコーデックス文書、抗菌性物質等に起因する抗菌剤耐性に関連するOIEの国際コード(国際規約)等との整合性が図られるよう作成された文書案が今次部会で検討される予定である。

「政府が適用する食品安全に関するリスク分析の作業原則(CAC/GL 62-2007)」とのさらなる整合性を図り、消費者の健康保護の観点から、科学的に適切なガイドラインとなるよう対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 32 回栄養・特殊用途食品部会

日時 : 2010 年 11 月 1 日 (月) ~ 11 月 5 日 (金)

場所 : サンティアゴ (チリ)

仮議題

| | |
|-----|--|
| 1. | 議題の採択 |
| 2. |) コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項 |
| |) FAO 及び WHO からの付託事項 |
| 3. | 栄養表示ガイドライン付属文書：一般集団を対象としたビタミン及びミネラルの栄養参照量 (NRVs) を設定するための一般原則案 (ステップ 7) |
| 4. | コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量 (NRVs) の追加/改定原案 (ステップ 4) |
| 5. | 必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 9-1987) の改定原案 (ステップ 4) |
| 6. | 乳児(6-12 か月齢)及び幼児用の調製補助食品ガイドライン(CAC/GL 8-1991) の改定原案 (ステップ 4) |
| 7. | 一般集団を対象とした食事や栄養に係る非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量 (NRVs) 原案 (ステップ 4) |
| 8. | 乳幼児用の精製穀物加工食品の規格基準 (CODEX STAN 74-1981) に低体重児用の新規 Part B を挿入することに関する討議文書 |
| 9. | その他の事項及び今後の作業 |
| 10. | 次回会合の日程及び開催地 |
| 11. | 報告書の採択 |

会期直前に以下の作業部会が開催される予定である。

10 月 30 日 (土) 9 時 ~ 13 時

・一般集団を対象とした食事や栄養に係る非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量の設定を行う上での原則及び基準についての提案原案の推敲を行う作業部会会合

10 月 30 日 (土) 14 時 30 分 ~ 17 時 30 分

・一般集団を対象としたビタミン及びミネラルの栄養参照量の開発を行う作業部会会合

10 月 31 日 (日) 9 時 15 分 ~ 17 時

・ナトリウム / 食塩及び糖類に関する技術作業部会会合

第 32 回栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）の主な検討議題

日時 : 2010 年 11 月 1 日（月）～ 11 月 5 日（金）

場所 : サンティアゴ（チリ）

主要議題の検討内容**議題 3. 栄養表示ガイドライン付属文書：一般集団を対象としたビタミン及びミネラルの栄養参照量（NRVs）を設定するための一般原則案（ステップ 7）**

前回（第 31 回）会合において、表題の修正が行われたほか、基本となる栄養量の指標となる推奨量（INL₉₈）の定義については、「特定のライフステージ及び性別グループにおいて健康と思われる人々の 98%の栄養素必要量を満たすと推定される 1 日当たりの栄養素摂取基準値である。」とし、一般集団の NRVs は 36 ヶ月以上の標準集団の平均値を計算して決定するという事で合意された。また、NRVs 策定のための情報源として FAO/WHO のデータを第 1 の情報源とし、広く認められた権威ある学術機関からの最新のデータも考慮することで合意された。その他必要な文言の修正が加えられ、ステップ 5 で第 33 回総会で承認された案が今次会合で検討される。

本件に関しては、各国の事情に応じて柔軟な運用が可能となるよう注視しつつ、消費者の誤解を招かぬよう慎重に適用することが望ましいとの立場で、適切に対応したい。

議題 4. コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量（NRVs）の追加/改定原案（ステップ 4）

前回（第 31 回）会合において、NRVs リスト修正原案が検討され、主に 2004 年に作成された FAO/WHO によるガイドライン（ヒトの栄養におけるビタミンおよびミネラルの必要量, 第 2 版, FAO/WHO, 2004）及びアメリカ医学院（IOM: Institute of Medicine）のデータをもとにした試算結果が示されたが、さらなる見直しの必要性が認められステップ 3 に戻された。電子作業部会が提示した修正原案が今次会合で検討される。

本件に関しては、我が国の食事摂取基準等を考慮しつつ、リストが適切なものとなるよう対応したい。

議題 5. 必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則（CAC/GL 9-1987）の改定原案（ステップ 4）

前回（第 31 回）会合において、新規作業の開始が合意され、適用範囲は全て

の食品とすること、国際的な摂取上限量についても討議し、その場合には、FAO/WHOの科学的な助言が必要ということで合意された。今次会合ではカナダを座長とした電子作業部会が提示した改定原案が検討される。議論が正しい方向に進むよう、適切に対応したい。

議題 6. 乳児(6-12 か月齢)及び幼児用の調製補助食品ガイドライン(CAC/GL 8-1991)の改定原案(ステップ4)

前回(第31回)会合において、新規作業の実施が合意された。ガーナを座長とする電子作業部会が提示したガイドライン改定原案を検討することとなっている。検討が予定されている項目は、適した原材料、加工技術、栄養面の調整、表示及び栄養参照量についてである。

我が国や各国の当該製品の規制等の実態を踏まえ、適切なガイドラインとなるよう対応したい。

議題 7. 一般集団を対象とした食事や栄養に係る非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量(NRVs)原案(ステップ4)

前回(第31回)会合において、タイトル、目的及び適用の範囲、NRVsの定義の検討の方向性等について議論し、新規作業の開始が合意された。米国及びタイを座長とする電子作業部会が提示した原案について検討されることになっている。検討が予定されている項目は、非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量等の定義、NRVsを設定するための基本方針等である。

本件に関しては、我が国の制度との整合性も考慮しつつ、当該テキストが適切なものとなるよう対応したい。

議題 8. 乳幼児用の精製穀物加工食品の規格基準(CODEX STAN 74-1981)に低体重児用の新規 Part B を挿入することに関する討議文書

前回(第31回)会合において、インドが提示した修正討議資料(新規作業提案を含む)が議論されたが、十分な討議が出来ず、インドを座長とする電子作業部会を設置して改定討議文書を提示することとなっていたものである。

当該規格の必要性の有無に留意しつつ、適切に対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 17 回アジア地域調整部会

日時： 2010 年 11 月 22 日（月）～11 月 26 日（金）

場所： ジョグジャカルタ（インドネシア）

仮議題

| | |
|-------|-------------------------------|
| 1. | 議題の採択 |
| 2. | コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項 |
| 3. | ステップ 7 での規格案の検討 |
| 3(a). | さご椰子粉の地域規格案 |
| 4. | ステップ 4 での規格原案の検討 |
| 4(a). | 非発酵大豆製品の規格原案 |
| 4(b). | チリソースの地域規格原案 |
| 5. | アジア地域調整部会の戦略計画の進捗 |
| 6. | 地域に関連する課題 |
| 7. | 各国の食品管理システム及び食品規格策定における消費者の参画 |
| 8. | テンペ及びテンペ関連製品に関する討議文書 |
| 9(a). | コーデックス委員会の作業を補完する FAO/WHO の活動 |
| 9(b). | コーデックス信託基金の中間評価の結果 |
| 10. | 各国及び地域レベルにおけるコーデックス規格の使用 |
| 11. | 地域における栄養問題 |
| 12. | 地域調整国の指名 |
| 13. | その他の事項及び今後の作業 |
| 14. | 次回会合の日程及び開催地 |
| 15. | 報告書の採択 |

第 17 回アジア地域調整部会 (CCASIA) の主要議題

1. 開催日及び開催場所

日時： 2010 年 11 月 22 日 (月) ~ 11 月 26 日 (金)

場所： ジョグジャカルタ (インドネシア)

2. 主要議題の内容

議題 2 総会及び他の部会からの付託事項

プライベートスタンダードのインパクト

第 33 回総会は、プライベートスタンダードについて議論した結果、各地域調整部会に対してプライベートスタンダードに係る問題について議論し、また、その経済的影響について分析し、必要な勧告を第 34 回総会 (2011 年) に対して示すよう求められている。

我が国としては、コーデックス委員会がプライベートスタンダードに係る問題に対処できる事項は限られてはいるが、国際貿易における食品の基準のベンチマークであるコーデックス基準の策定をさらに促進することが重要であるとの立場で対応したい。

プロセスチーズの規格原案

プロセスチーズの規格の策定について、第 9 回乳・乳製品部会 (2010 年 2 月) は、特にチーズ含量についてコンセンサスが得られないことなどから作業を中止することを合意し、総会での承認を求めたが、第 33 回総会 (2010 年 7 月) は、多くの国が作業中止に反対し、また、南米、アフリカ及び近東諸国の関心が高いことを踏まえ、作業中止の決定を保留し、各地域調整部会に対し、地域規格の必要性及びその範囲について検討し、その結果を踏まえ第 34 回総会が作業中止について最終決定をするとされたもの。

国際的に流通する食品については、地域規格を策定することは不適當であるとの立場で対応したい。

物理的作業部会への対応に関する選択肢

物理的作業部会の作業の改善に向け、参加人数を制限すること等の選択肢について、地域作業部会に照会されたもの。

第 33 回総会における我が国の対応と同様、物理的作業部会への参加人数の制限は、コーデックスへの参画を促進することを掲げているコーデックス戦略計画 Goal 5 の理念と矛盾するものであり適切でないとの立場で対応したい。

規格化された食品の一般名称の他の食品への使用

第 37 回食品表示部会（2009 年 5 月）では、特に栄養を強化するために製品の構成要素を変えた場合であって、コーデックス又は各国の規格で定義された改変前の製品の名称を使う際に、どのような条件が必要か、食品表示部会として新たな品目横断的ガイドラインを作成すべきかどうか議論された。しかしながら、議論の結論は出ず、各地域調整部会に対して意見を求めるべきとされたところである。

国内制度との不整合が生じないかどうか留意しつつ、新規作業とすることについては反対しないとの立場で対応したい。

議題 3 ステップ 7 での規格案の検討

3(a) さご椰子粉の地域規格案（新規作業採択：2007 年）

前回会合では、我が国への輸入実績のある「さごでん粉」が当該規格の対象とならない点が明確にされた。今次会合においては、「さご椰子粉」への使用が認められる食品添加物の値などが議論される予定である。食品添加物部会などの他の部会での議論と整合した内容となるよう対応したい。

議題 4 ステップ 4 での規格原案の検討

4(a) 非発酵大豆製品の規格原案（新規作業採択：2005 年）

前回会合では資料配布の遅れのため議論はなされず、電子作業部会（議長国：中国）において原案を検討することとされた。その後、第 62 回執行委員会（2009 年 12 月）からは、規格の対象が広いことに対し、作業速度の観点から、アジア地域に重要かつ規格化しやすい製品を第一段階として検討すべきと勧告された。しかし、現在中国が準備している原案は、依然として、第 15 回部会（2005 年 11 月）でたたき台にすることとされた 4 つの製品（豆乳類、豆腐類、乾燥豆腐類、湯葉類）全てが対象となっている。

我が国としては、詳細に規格の内容を議論する前に、執行委員会からの勧告を尊重しつつ、対象とする製品について部会の合意を得ることが必要との立場で対応したい。さらに、仮に部会の総意として規格の詳細に議論が及ぶ場合には、国際的な貿易に新たな混乱をもたらすことにならないよう対応したい。

4(b) チリソースの地域規格原案（新規作業採択：2007 年）

チリソースには、チリ（トウガラシ類）をベースとした製品とトマトをベースとした製品があり、いずれも国際的に流通している。前回会合で提示された定義や表示の規定案では、我が国において主要なトマトベースの製品も対象とするとの我が国の基本方針は確保された。また、多様な製品を網羅するよう、電子作業部会（議長国：タイ）において、品質要件等の詳細（製品の pH や、辛味の程度を記載するかどうか等）を検討し原案を改訂することとされた。

今次会合に向け配布された規格原案は、各国のコメントが十分に反映され

た包括的なものとなっている。部会での追加コメントによりトマトベースの製品が排除されないよう留意しつつ、今次会合で部会の最終的合意が得られるよう対応したい。

議題6 地域に関連する課題(Issues relevant to the region)

前回会合では、地域調整部会の現在の TOR において、「(コーデックスの) 戦略的事項について地域の見解の採択を促進する」ことが可能であるとの共通認識が得られ、さらに、アジアメンバー国の懸念事項を議論するため、新たに本議題を常設することが合意された。今次会合では、総会から付託された事項に加え地域規格策定の提案が多く予定されており、アジアメンバー国の個別の関心事項を議論するだけの十分な時間が得られない可能性はあるものの、我が国としては、全地域で共通の関心事項について、類似の気候や食文化を有するアジア地域各国間で議論して必要に応じ意見を集約することが重要との立場で対応したい。

議題8 テンペ及びテンペ関連製品に関する討議文書(提案国: インドネシア)

前回会合では、議場配布資料にて提案がなされたものの、各国内において事前に検討する時間がなかったこと、「作業の優先順位付けのための規準の適用に関するガイドライン」に照らして十分な情報が提供されていないことから、内容についての議論はなされなかった。

今次会合に向けてインドネシアが作成したプロジェクトドキュメントでは、依然として、前述のガイドラインで必要とされている情報が不足している。新規作業を提案する場合には、十分な情報を提供すべきとの立場で対応したい。

議題 9(b) コーデックス信託基金の中間評価の結果

2004 年から 12 年間の予定で実施されているコーデックス信託基金 (CTF) について、今後の使用に際し、以下のような点が議論されることとなっている。

重点とすべき目標を 1 (コーデックス各会合への物理的参加) から 2 (コーデックスへの参画の全般的・総合的な強化) 及び 3 (コーデックスへの科学的・技術的な参画の強化) に移すべきか。

支援を受ける国の選定規準を見直すべきか。

信託基金の実施期間を延長すべきか。

我が国は、これまでの主張のとおり、現行の選定基準や基金の用途を変更すべきではなく、また、信託基金の有効性を判断するために、これまで具体的にどのような成果がもたらされているかを示す詳細な情報が共有される必要があるとの立場で対応したい。

議題12 地域調整国の指名

現在、地域調整国はインドネシアが 2 期目を務めている。ルール上、地域調整国は継続して 2 期までとされていることから、部会として、次期地域調整国

を新たに推薦する必要がある。

コーデックスにおける議論に関し、アジア地域の各国がより建設的に対応していくべきとの観点から、我が国が調整国となることも視野に入れつつ、いずれの国が推薦されても積極的にその活動に協力するとの立場で対応したい。

議題13 その他の事項及び今後の作業

韓国から、ゆず茶及び海苔製品の地域規格について、新規作業提案がなされる見込みである。「作業の優先順位付けのための規準の適用に関するガイドライン」に照らし、規格化の必要性について精査すべきとの立場で対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 42 回食品衛生部会 (CCFH)

日時 : 2010 年 11 月 29 日 (月) ~ 12 月 3 日 (金)

場所 : カンパラ (ウガンダ)

仮議題

| | |
|------|--|
| 1 . | 議題の採択 |
| 2 . | コーデックス総会及びその他の部会からの食品衛生部会への付託事項 |
| 3 . | FAO、WHO 及び他の国際政府間機関から提起された事項 |
| a) | FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) からの経過報告及び関連事項 |
| b) | OIE (国際獣疫事務局) からの情報 |
| 4 . | 鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案 (ステップ 4) |
| 5 . | 食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範原案 (ステップ 4) |
| 6 . | ナチュラルミネラルウォーターの収集、加工、販売に係る国際衛生実施規範の改定原案 (ステップ 4) |
| 7 . | 食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改定原案 (ステップ 4) |
| 8 . | その他の事項及び今後の作業 |
| a) | CCFH の業務の優先順位 |
| 9 . | 次回会合の日程及び開催地 |
| 10 . | 報告書の採択 |

第 42 回食品衛生部会（CCFH）の検討予定議題

日時：2010 年 11 月 29 日（月）～12 月 3 日（金）

場所：カンパラ（ウガンダ）

主要議題の検討内容は、以下のとおり。

1 .鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案（ステップ 4）

前回会合で Step 2 に戻すことが合意され、ニュージーランドとスウェーデンを議長国とする電子的作業部会が提示した修正原案が議論される。

原案は、養鶏場から食鳥処理場、販売店までのフードチェーンの各段階においてカンピロバクター及びサルモネラ属菌を管理するため、適正衛生規範に基づく（Good Hygienic Practices, GHPs-based）措置、及びハザードの汚染率または菌数減少に効果があることが科学的に確認された（hazard-based）措置が事例として列記されている。また、可能な場合には、各国政府は自国のデータに基づき、リスク低減効果を推定し、リスクに基づく（risk-based）措置をとるべきとしている。

我が国としては、当該ガイドラインが科学的に適切かつ実行可能なものとなるよう対応したい。

2 . 食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範原案（ステップ 4）

前回会合で Step 2 に戻された後、オランダを議長国とする作業部会（2010 年 3 月開催。日本も出席）が提示した「食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範」原案が議論される。

修正原案は、食品中のウイルス、特にノロウイルス、A 型肝炎ウイルスの制御に関する一般的な要件を本体部分に記載し、付属文書には、二枚貝と生鮮野菜・果実にそれぞれ特化した要件として生産段階での管理、輸送、加工段階での二次汚染の防止等について記載している。

ノロウイルスと A 型肝炎ウイルスの管理については、我が国でも重要な課題であり、本ガイドライン案が、科学的根拠に基づき適切なものとなるよう対応したい。

3 . ナチュラルミネラルウォーターの収集、加工、販売に係る国際衛生実施規範の改定原案（ステップ 4）

前回会合において、ナチュラルミネラルウォーター（NMW）の収集、加工、販売に係る国際衛生規範の改定に関する作業を開始することについて合意された。本会

合では、2010年6月にスイスを議長として開催された物理的作業部会(我が国も参加)において作成された改定原案を議論する。

改定の主眼は、旧国際衛生実施規範を現行のコーデックスの食品衛生の一般原則及びHACCP附属文書の枠組みに合わせること、旧国際衛生実施規範とNMW規格(Codex STAN 108-1981)の双方に含まれていた微生物規格について、食品中の微生物規格の設定と適用に関する原則(CAC/GL 21-1997)の要件を考慮に入れて整理すること、の2点であった。

本規範が対象としているNMWについては、輸入食品として我が国でも重要な課題であり、改定後の国際衛生実施規範が科学的に適切な文書となるよう、適切に対応したい。

4. 食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改定原案(ステップ4)

前回会合において新規作業の開始が合意され、フィンランドと日本を共同議長国とする作業部会(2010年5月、東京で開催)が提示した「食品の微生物基準の設定と適用に関する原則」(CAC/GL 21-1997)の修正原案が議論される。

この新規作業は、近年の微生物リスク評価手法の進化に対応して、コーデックスが2008年に採択した「微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン」(CAC/GL 63-2007)の附属文書II「微生物学的リスク管理メトリックス(数的指標)に関する指針」と13年前に策定されたCAC/GL 21-1997との整合性を図ることである。つまり、新しいリスク管理に関する数的指標(食品安全目標(FSO)、達成目標(PO)、達成基準(PC))を設定することを可能とした新しい概念や、昨今の新たな微生物リスク評価の研究成果を適宜反映させることが目的である。

作業部会が提示した修正原案は、タイトル及び文書構成の変更、微生物規格の定義の修正、微生物規格の目的の追加、新しいリスク管理に関する数的指標(FSO、PO、PC)を用いた微生物規格の策定等が含まれており、公衆衛生上の目標と微生物規格の直接的な関連性の確立、微生物規格設定の目的を特定のロットの合否の評価に限定せず、HACCPシステムの検証等幅広い目的ですることなどが示されている。

当該ガイドラインが科学的に適切かつ実行可能性のある文書となるよう、適切に対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 22 回油脂部会

日時 : 2011 年 2 月 21 日(月) ~ 2 月 25 日(金)

場所 : マレーシア

想定される主な仮議題

| | |
|-----|--|
| 1 . | FAO/WHO 技術会合から提起された事項: 許容される前荷に関する規準案 (ステップ7) |
| 2 . | バルクでの食用油脂の保管、輸送に関する実施規範に記載される許容される 前荷リスト案(ステップ7及び4) |
| 3 . | 名前の付いた植物油規格の修正案: パーム核ステアリン及びパーム核オレイ ン(ステップ7) |
| 4 . | オリーブ油及び精製オリーブ粕油規格の修正原案: リノレン酸含有量の検討 (ステップ4) |
| 5 . | オリーブ油及び精製オリーブ粕油規格の修正原案: デルタ-7-スティグマステ ロールに関する討議文書 |

(注) 本部会の仮議題は現時点でコーデックス事務局から未着のため、前回会合及び
総会の報告書に基づき想定される主な仮議題である。

第 22 回油脂部会 (CCFO) の主な検討議題

日時 : 2011 年 2 月 21 日 (月) ~ 2 月 25 日 (金)

場所 : マレーシア

主要議題の検討内容

- 1 FAO/WHO 技術会合から提起された事項: 許容される前荷に関する規準案(ステップ7)
- 2 バルクでの食用油脂の保管、輸送に関する実施規範に収載される許容される前荷リスト案(ステップ7及び4)

「バルクでの食用油脂の保管・輸送に関する実施規範」(1987年採択)の付表「許容される(acceptable)前荷リスト」の作成は、1987年に作業が始まり現在も議論が続いている。

前回会合では、FAO/WHO 合同の技術会合から勧告された「許容される前荷に関する規準原案」(タンク洗浄、アレルギー物質の取扱い、判断規準としてのADI(一日摂取許容量)の活用に関する規準)が議論され、実施規範の「2.1.3 汚染物質」のセクションに挿入した上で、第32回総会(2009年)においてステップ5で採択された。

一方、「許容される前荷リスト」については、規準について先に合意してから議論すべきとされ、総会には諮らず、新たにステップ3として追加すべき物質があるかどうかコメントを求めることとされた。

我が国は、先ずは第32回総会で採択された規準について最終的に採択されるよう対応したい。

- 3 名前の付いた植物油規格の修正案: パーム核ステアリン及びパーム核オレイン(ステップ7)

2007年、マレーシアの提案により、パーム核ステアリンとパーム核オレインを新たに「名前の付いた植物油規格」に規定する作業が開始された。前回会合では、一部の脂肪酸の範囲と、パーム核ステアリンに関する鉄の値について修正がなされたが、インドネシアより、脂肪酸の値を持ち帰り検討したいとの意見があった。

今次会合では、脂肪酸(C6:0(カブロン酸)、C10:0(カプリン酸)、C18:3(リノレン酸))について、インドネシアが値の修正案を提出してくることが想定される。我が国は、国内で流通する製品の規格と大きく乖離することのないよう対応したい。